

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区木場五丁目6番35号
氏名 株式会社都市環境エンジニアリング
代表取締役 新川 研

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 平成26年 6月29日

許可の有効年月日 令和 3年 6月28日

1 事業の範囲

- (1) 収集運搬(積替え保管を含む。)
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上13種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに) (以上9種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおりに)

- (1) 東京都大田区京浜島二丁目15番11号
(2) 東京都江東区新砂三丁目6番31号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として2(1)は7時から23時まで、2(2)は6時から23時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月29日	新規許可	
平成26年 6月29日	更新許可	第4回
平成26年11月14日	変更届	積替え保管する廃棄物の追加
平成28年11月21日	変更届	江東区に積替え保管施設の増設
令和 元年 7月31日	変更届	2(2)における積替え保管する廃棄物の追加
令和 元年12月 4日	変更届	2(1)(2)における積替え保管する廃棄物の追加

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第13-10-017260号

2 積替え保管施設

(1) 東京都大田区京浜島二丁目15番11号 積替え保管面積：1415.84㎡ 最大保管高さ：1.7m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、金属くず (廃充電式電池に限る。)	プラスチック容器 2個	0.1m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。))に限る。)	一斗缶：120本	2.16m ³
汚泥、金属くず (廃水銀電池、廃空気亜鉛電池 (水銀使用製品産業廃棄物))に限る。)	一斗缶：1本	0.02m ³
廃油、廃プラスチック類、金属くず (廃スプレー缶に限る。)	ドラム缶：1本	0.1m ³
廃プラスチック類、金属くず (廃ライターに限る。)	一斗缶：4本	0.072m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃駐車場機器に限る。)	コンテナ：1台	8.2m ³
	網かご：6台	6.6m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ (いずれも水銀使用製品産業廃棄物))に限る。)	段ボール	40.3m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃水銀体温計、廃水銀式血圧計 (いずれも水銀使用製品産業廃棄物))に限る。)	プラスチック容器 2個	0.1m ³
金属くず	コンテナ：1台	8.0m ³
	保管量合計	65.65m ³

(2) 東京都江東区新砂三丁目6番31号 積替え保管面積：3,414㎡ 最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油、廃プラスチック類、金属くず (廃スプレー缶に限る。)	コンテナ：1台	8.07m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	コンテナ：4台	32.2m ³
廃プラスチック類、金属くず (廃ライターに限る。)	プラスチック容器：16個	0.64m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	カーゴ台車：2台	2.70m ³
保管量合計		43.61m ³

(以下余白)